

令和5年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(市民生活部人権政策課)

No	施策・事業名	担当部課名	基本計画の位置付け	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和5年度 決算額 (単位:円)
1	庁内の主要関連部局で組織する会議の有効活用(H29年度から)	市民生活部人権政策課	第3章 基本計画の推進体制について 1 基本計画の推進体制 ①全庁体制による推進と検証	「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表について、「福津市人権教育・啓発基本計画策定推進会議」及び「福津市人権施策関係担当者連絡会議」を通じて作成を依頼し、年度ごとに実績と効果の検証を行う。	・6月15日(木)締切:事業進捗状況管理表のうち、4年度事業の成果(DO)・今後の課題(CHECK)・課題に対する改善・改革案(ACTION)・決算額の作成・入力依頼。 ・8月9日(水):令和4年度事業進捗状況管理表を庁議にて報告。 ・10月20日(金)締切:事業進捗状況管理表のうち、令和5年度事業の目的・概要(PLAN)の作成・入力依頼。	福津市人権施策審議会において、事業進捗状況管理表をもとに、各事業の実績と効果を検証する必要がある。	今後とも、事業進捗状況管理表の実績と効果を検証することにより、更なる福津市の人権教育・啓発の推進を図る。	0
2	福津市人権施策審議会の開催(R2年度から)	市民生活部人権政策課	第3章 基本計画の推進体制について 1 基本計画の推進体制 ④福津市人権施策審議会による推進と検証	「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表について、審議委員の立場から意見を述べてもらい、人権教育・啓発施策に反映させる。 「第3期福津市人権教育・啓発基本計画」の策定について、審議委員の立場から意見を述べてもらい、基本計画に反映させる。	・審議会委員数10名 ・審議会開催(2回) 10月19日(木) 審議事項①令和4年度事業進捗状況管理表について②人権啓発冊子作成の進捗状況について③パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の進捗状況について 3月21日(木) 審議事項①令和6年度事業計画及び令和6年度当初予算について②「第3期福津市人権教育・啓発基本計画策定スケジュールについて	諮問機関である福津市人権施策審議会を通じて、福津市の人権教育・啓発施策について第三者からの意見を聴取する場を確保する必要がある。 基本計画の改定に向けての具体的手順。	今後とも、福津市人権施策審議会での意見を参考にしながら、更なる福津市の人権教育・啓発の推進を図る。	76,000
3	部落差別対応マニュアルに基づく対応	市民生活部人権政策課	第4章 人権教育・啓発の推進について 2 特定職業従事者等への人権教育・啓発の推進 (1)市職員	同和問題に関する市民からの問い合わせを受けた際に、市職員が適切な対応を行うことができるようにする。 同和問題に関する市民からの問い合わせに対応できるように、マニュアルを整備し市職員に活用してもらう。	共通フォルダ内(市民生活部>人権政策課)に「部落差別対応マニュアル」を格納して、市職員がいつでもマニュアルを確認できるようにしている。	同和地区の所在に関する問い合わせへの意識が希薄なためか、マニュアルの存在を認識していない市職員が多い。	7月の同和問題強調月間や職員人権研修、新年度採用職員研修などの機会に改めて職員にマニュアルの周知を行う。	0
4	人権擁護委員会への支援	市民生活部人権政策課	第4章 人権教育・啓発の推進について 2 特定職業従事者等への人権教育・啓発の推進 (4)人権擁護・保健福祉関係者等	法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員は、民間ボランティアとして日頃より人権啓発や人権相談に携わる活動を行っていることから、官民一体となった人権擁護活動を行う必要がある。 人権擁護委員会の活動を支援するために、予算の範囲内で補助金を交付する。官民一体となり人権啓発や人権相談を共働で実施する。	・福津市人権擁護委員会補助金交付要綱に基づき、人権擁護委員会に補助金(年額168,000円)を交付。 ・人権擁護委員会の定例会を年6回開催。 ・人権啓発活動を実施(街頭啓発、人権の花運動)。 ・人権相談活動を実施(特設人権相談・女性ホットライン、常設電話相談)。	人権擁護委員は人権意識が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解がある人を選任する必要がある。任期は3年であるが、任期満了に伴う次期委員の適任の人材の確保に毎回苦慮している。公募という方法も模索しているが、人権擁護委員としての適性を満たしているか否かの判断が難しい。	直近では、令和6年12月末に任期満了となる委員が1名いる(令和6年9月議会議案上程)ため、様々な人脈を駆使して、人権擁護委員の次期候補者をリストアップしておく。また、人権擁護委員の負担を軽減する方法を検討する。	168,000

5	保護司会・更生保護女性会への支援	市民生活部 人権政策課	第4章 人権教育・啓発の推進について 2 特定職業従事者等への人権教育・啓発の推進 (4)人権擁護・保健福祉関係者等	法務大臣より委嘱を受けた保護司は、更生保護女性会との連携のもと、民間ボランティアとして日頃より犯罪を犯した者の生活環境の調整や、犯罪予防活動に携わる活動を行っていることから、官民一体となった“社会を明るくする運動”を行う必要がある。 保護司会の活動を支援するために、予算の範囲内で補助金を交付する。官民一体となり“社会を明るくする運動”を共働で実施する。	・宗像保護区保護司会補助金交付要綱に基づき、補助金(625,947円)を交付。 ・7月3日(金)12月4日(月)街頭啓発 ・10月3日(火)合同視察研修会(筑紫少女苑) ・10月29日(日)海岸清掃(福岡海岸) ・12月1日(金)市・教育委員会との合同研修会	関係機関と連携した“社会を明るくする運動”を設立する計画があり、積極的に協力する必要がある。	“社会を明るくする運動”の令和6年度設立に向け、協力していく。	625,947
6	人権教育・啓発推進協議会への支援	市民生活部 人権政策課	第4章 人権教育・啓発の推進について 2 特定職業従事者等への人権教育・啓発の推進 (4)人権擁護・保健福祉関係者等	市民一人一人への人権意識の普及と高揚を図り、豊かで明るい共生のまちづくりを推進する。 関係諸団体の代表者で構成された人権教育・啓発推進協議会の活動を支援するために、予算の範囲内で補助金を交付する。	・福津市人権教育・啓発推進協議会補助金交付要綱に基づき、人権教育・啓発推進協議会に補助金(年額56,000円)を交付。 ・協議会開催(年2回) 6月7日(水) 内容:令和4年度事業報告・決算報告、令和5年度事業計画等 2月16日(金) 内容:令和5年度決算見込・事業実績について等	人権教育・啓発推進協議会は、福津市の人権教育・啓発に関する施策及び活動に関する貴重な意見交換の場であり、活動の場にもなっている。	今後とも、人権教育・啓発推進協議会での意見を参考に、福津市の人権教育・啓発の推進を進めていく必要がある。	56,000
7	「広報ふくつ」による啓発活動	市民生活部 人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2)施策の基本方針 ①同和問題啓発の推進	市民一人一人に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るための啓発活動を実施する。 7月の同和問題啓発強調月間と12月の人権週間に実施する人権啓発活動について、「広報ふくつ」に記事を掲載する。 人権啓発に関する事業や法制度について、人権政策課としてホームページに掲載し、適時更新する。	「広報ふくつ」特集記事 ・7月号「7月の同和問題啓発強調月間・社会を明るくする運動について」 ・11月号「12月の人権週間、街頭啓発その他」 定期人権啓発記事「めざそう人権意識が根づくまち」 ・4月号「人権課題を解決するために令和5年度の活動目標」 ・6月号「6月1日は人権擁護委員の日」 ・8月号「パンデミック(世界的大流行)から学ぶこと」 ・10月号「人権課題って遠い、それとも身近？」 ・12月号「人権問題を相談するということ」 ・2月号:「【自分らしく】が目指す社会とは」	正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、啓発活動は継続して実施する必要がある。	今後とも、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、「広報ふくつ」による継続した啓発活動を実施する。 また、ホームページに掲載している人権政策課の啓発活動を随時更新する。	104,302
8	啓発アピール活動	市民生活部 人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2)施策の基本方針 ①同和問題啓発の推進	市民一人一人に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るための啓発活動を実施する。 7月の同和問題啓発強調月間と12月の人権週間に、懸垂幕及び看板を福津市役所に、看板及び幟を主要な公共施設に設置する。また、広報車による啓発アナウンスを実施する。	・7月、12月に福津市役所で懸垂幕及び看板を設置するとともに、主要な公共施設に看板及び幟を設置。 ・7月に3日間、12月に2日間、広報車による市内巡回アナウンスを実施。	正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、啓発活動は継続して実施する必要がある。	今後とも、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、継続して啓発アピール活動を実施する。	43,155

9	街頭啓発活動	市民生活部 人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ① 同和問題啓発の推進	市民一人一人に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るための啓発活動を実施する。 7月の同和問題啓発強調月間と12月の人権週間に、街頭啓発活動として啓発グッズを配布する。配布に際しては、人権教育・啓発推進協議会、人権擁護委員会、保護司会、更生保護女性会等に協力を要請する。	・実施日：7月3日及び12月4日 ・啓発グッズ：除菌携帯用ウエットティッシュ・キーホルダー配布 ・会場 JR福岡駅(7:30～8:30) JR東福岡駅(7:30～8:30) ルミエール福津店(15:30～16:30) ゆめマート津屋崎店(13:30～14:30)	正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、啓発活動は継続して実施する必要がある。	今後とも、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、継続して街頭啓発活動を実施する。	301,666
10	人権講演会	市民生活部 人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ① 同和問題啓発の推進	市民一人一人に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るための啓発活動を実施する。 12月の人権週間の土曜日に、人権課題をテーマとした人権講演会を実施する。ポスターや広報紙によるチラシの全戸配布等により、可能な限り集客を図る。スタッフに関しては、人権擁護委員会、保護司会及び更生保護女性会に協力を要請する。市公民館との共同事業として実施する。	・日時：12月9日(土)13:00～15:00 ・講師：林田スマ氏(まどかぴあ館長、フリーアナウンサー) ・テーマ：「人と人・響きあうまちで～老若男女、誰もが居心地の良い暮らしのために、私たちにできるコミュニケーションから始めてみませんか～」 ・会場：福津市中央公民館 ・来場者数：165名	正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、啓発活動は継続して実施する必要がある。現状では、福津市立中央公民館を会場とした大規模な人権講演会であるため、小規模であっても講師との距離が近く、きめ細やかな対応が取れるような人権研修会の必要性も考えられる。また、出前講座のタイトルを工夫する。	今後とも、市民に対し、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、継続して人権講演会を実施する。 また、小規模単位の郷づくりや自治会での人権研修会の実施については、郷づくり推進協議会選任事務局員会議を通じて、啓発事業の紹介と取り組みを依頼している。	392,324
11	人権ポスター・パネル展	市民生活部 人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ① 同和問題啓発の推進	市民一人一人に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るための啓発活動を実施する。 7月の同和問題啓発強調月間及び12月の人権週間に、人権課題をテーマとした人権ポスター・パネルを主要な公共施設に展示する。また、通年で小中学校や各種団体へ人権パネルを貸し出す。	・7月1日～31日：中央公民館(10枚)、福津市役所(1枚)、福津市立図書館(8枚)、ふくとびあ(2枚)、社会福祉協議会(1枚)、FUCSTA(2枚)、子育て支援センター「なかよし」(2枚)、カメリアホール(2枚)、宮司コミセン(1枚)、津屋崎干野なごみ(1枚)、常設：中央公民館(8枚)、上西郷郷づくり(3枚)、福岡南郷づくり(3枚) ・12月1日～20日：中央公民館、人権パネル10枚、人権ポスター多数。	正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、啓発活動は継続して実施する必要がある。	今後とも、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、継続して人権ポスター・パネル展を実施する。また、郷づくりの拠点施設にも積極的に展示を働きかける必要がある。 (上西郷と福岡南郷づくり交流センターで展示)	84,040

12	人権啓発講師派遣事業	市民生活部 人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ① 同和問題啓発の推進	企業や市民団体に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るための啓発活動の一環として、 ① 企業や市民団体が自発的に実施する人権研修について、予算の範囲内で講師の派遣等に関する支援を行う。 ② 企業や市民団体が自発的に実施する人権研修等に出席講座の1つとして、人権政策課から講師を派遣する。	【講師派遣事業】 (開催日及び申請団体) ・6月11日(日) 特定非営利活動法人福岡津屋崎子ども劇場 ・8月4日(金) 福津市立福間中学校 ・8月17日(木) 福津市社会福祉協議会 ・2月14日(水) 福津市シニアクラブ連合会 ・3月21日(木) 福津市社会福祉協議会 【市啓発活動】 ・4月3日(月) 福津市新規採用研修 ・6月2日(金) きっかけラボ ・8月23日(水) ふくつパークスグループ ・9月4日(月) 福津市男女共同参画地域推進委員 ・9月14日(木) 民生委員・児童委員 ・11月24日(金) ケアプランセンターオハナ人権研修 ・12月13日(水) 玄海環境組合 ・2月13日(火) 更生保護女性会ミニ人権研修 ・2月14日(水) 共生の会連続講座 ・3月19日(火) 宗像市社協人権研修	正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、啓発活動は継続して実施する必要があるが、現状は利用団体が固定化している傾向がある。また、企業活動における社会的責任(CSR)や社会的責任投資(SRI)の関心が高まり、人権尊重の考え方を企業方針に取り入れられたり、職場内での人権研修を行う必要が生じている。	今後とも、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、継続して人権啓発講師派遣事業を実施する。 特に、企業に対しては人権政策課の存在と併せて、当該事業の更なる周知と活用を図るよう努める必要がある。	55,000
13	福岡会館運営事業	市民生活部 人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ① 同和問題啓発の推進	社会福祉法第2条第3項第11号に定める隣保事業を行うため、福岡会館は社会福祉施設として昭和38年に設置された。 隣保事業として、小中学校学習会、高校学習会、パソコン教室、相談事業を実施する。また、貸館事業として、大ホール、会議室、和室を貸し出す。	【小中学生学習会】 対象者・・福岡小学校4～6年生及び福岡中学校の生徒(参加人数35人) 毎週月・木曜日実施 【高校学習会】 隔週月曜日実施 【パソコン教室】 地域住民の就労を目的とし開催。 対象者・・15歳～75歳までの福岡中学校区住民 実施日・・第1回 9月25日～9月29日 第2回 11月27日～12月1日 【相談事業】 相談内容・・税務・生活全般 相談件数11件 貸館事業・・有料利用サークル17団体 来館者数のべ8,508人	福岡会館は福祉の向上や人権啓発の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての活動に大きな期待が寄せられている。	今後とも、利用者に対して末永く快適に利用してもらえるような隣保事業及び貸館事業を展開していく必要がある。	3,658,908
14	福岡・筑紫地域人権啓発活動ネットワーク協議会との連携	市民生活部 人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ① 同和問題啓発の推進	人権啓発活動を総合的、効果的かつ効率的に実施するため、福岡法務局本局及び筑紫支局管轄区域に存在する国、地方公共団体、人権擁護委員組織体などが、地域の実情に応じて相互に連携協力する協議会への参加。	・協議会開催日: 第1回 6月14日(会場:福岡法務局) 第2回 2月14日(会場:福岡法務局) ・事業 人権の花運動・・神興小学校・日蔭野うみがめ保育園・たんぼ保育園にて実施	今後とも、地域人権啓発活動活性化事業の補助金を有効活用する必要がある。	地域人権啓発活動活性化事業における効果的な補助金の活用を行うことにより、人権の花運動を継続して実施する。	0

15	福岡県社会人権・同和教育担当者協議会との連携	市民生活部人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ① 同和問題啓発の推進	社会人権・同和教育及び啓発に係る調査研究及び行政の連絡提携に関する事業を実施する協議会への参加。	〈県社同担協議会〉 ・ 5月の総会と研修会、10月の企画ブロック研修会、1月の実践交流研修会に参加することができ、県での人権・同和教育の動向や歴史的背景のみならず、他地域との交流をすることができた。 〈福岡ブロック社同担協議会〉 ・ 8月に糟屋地区が企画した長崎市への研修に参加できた。この研修を通して、人権を一切保障しない戦争の理不尽さや各兵器と人類は共存できないことなど、かけがいのない平和の尊さとともに、平和は不断の努力で守られることを知った。 〈宗像地区社同担協議会〉 ・ 5回の県の運営委員会後に、宗像市が事務局となり宗像市役所で5回の会合をもち、連絡事項とともに、両市と福岡教育事務所との情報交換を行った。また、懸案だった独自の研修会を実施でき、地元部落史の編集で聞き取り調査に加わった2名の元教師を呼び研修を行った。	〈県社同担協議会〉 ・ 今後とも連携を深め、次年度は運営委員会に参加するので、より積極的に関わっていく。研修等で学んだ内容は、課内で共有しそれぞれの業務に生かしていく。 〈福岡ブロック社同担協議会〉 ・ 貴重な年に一度の福岡ブロック研修会なので、積極的に参加するとともに、糸島・筑紫・糟屋との交流を深める。 〈宗像地区社同担協議会〉 ・ 限られた時間を有効に使いながら、連絡事項に終わることなく、情報共有や独自のミニ研修会を福岡教育事務所の指導の下で進める。	〈県社同担協議会〉 ・ 次年度は運営委員になるので、各研修会に積極的に参加するために、運営委員会には主体的に参加し、その情報を課内で共有する。 ・ 運営委員会以外の研修会には、業務の都合がつく範囲で、課長や係長も積極的に参加する。 〈福岡ブロック社同担協議会〉 ・ 令和7年度は宗像地区が全体的世話をする番になるので、次年度糸島地区での研修会を参考に、どんな企画にするかの準備を始める。 〈宗像地区社同担協議会〉 ・ 両市で情報交換はしているものの、実際の人権教育・啓発活動をどのように進めているかの把握は十分ではない。そこで、独自の研修の時間も活用しながら、両市の連携を深めていく。	36,000
16	公益財団法人福岡県人権啓発情報センターとの連携	市民生活部人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ① 同和問題啓発の推進	同和問題をはじめとする人権問題に関する資料、情報の収集及び提供を行い、並びに啓発活動を推進することにより、県民の人権意識を高め、差別のない社会の確立に寄与するために設立された公益財団法人福岡県人権啓発情報センターと、相互に情報交換を行うほか、事業連携を図る。	・ 同和問題啓発強調月間講演会 ・ 日程：7月22日 ・ 講師：角岡伸彦さん（フリーライター） ・ 会場：クローバープラザ（春日市） ・ 出席：15名（内3名事務局） ・ 福津市の啓発事業について、センターのホームページに入力作業を実施した。	今日の社会においては、インターネットを悪用した人権侵害、デートDVをはじめとする女性の人権、性同一性障害、性的指向を理由とする偏見・差別などの様々な人権問題があり、人権問題の多様化が見られる。	人権問題が多様化する状況を踏まえ、公益財団法人福岡県人権啓発情報センターと市とが緊密な連携を取り、効果的な事業を実施することにより、市民の人権意識を高め、差別のない社会の確立に寄与する。	0
17	人権の花運動	市民生活部人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和教育の推進	市内の園児・児童に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るための啓発活動を実施する。 福岡県の人権の花として指定されている「ひまわり」を育てることを通して、園児・児童に対して生命の尊さや協力することの大切さを学習してもらう。事業に際しては、人権擁護委員会、保護司会、更生保護女性会等に協力を要請する。	・ 人権啓発活動地方委託事業 【実施校等】 ・ 神興小学校 ・ 日蔭野うみがめ保育園 ・ おひさまえん 【種植え付け】 5月8日、9日、10日 【特設人権学習】 6月23日、10月24日、25日、26日	当該事業は平成20年度から実施しており、令和6年度の人権の花運動の実施は、津屋崎小学校、すわ保育園、たんぼぼこども園を予定。	今後とも、園児や児童に対して正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、継続して人権の花運動を実施する。	42,740
18	人権作文集「きずな」作成事業	市民生活部人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和教育の推進	市内の児童・生徒に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るための啓発活動を実施する。 市内小中学校の児童・生徒及び県立光陵高等学校、水産高等学校、公立古賀竟成館高等学校の生徒による人権作文や人権標語、人権ポスターを取りまとめた人権作文集を作成し配布する。	人権作文集「きずな」を1,500部作成	大きな課題が2点ある。1点目は、人権作品を子どもたちどのように作り上げているのか。特に、教師は子どもたちどのように関わっているのか。2点目は、配付後の活用をいかにして充実させるか。	・ 1点目については、教育委員会を通して福津市人権・同和教育研究協議会にそのことを投げかけ、何ができるかを検討し具体化していきたい。本年度はそのきっかけとして、夏休み後提出された作文の添削作業の日を支援加配の教師に連絡し、任意参加を呼び掛ける。2点目は、宗像市が行っている配付後の活用アンケートを実施し、まずは現状を把握し、今後の活用法を探る。	374,550

19	人権啓発冊子作成事業	市民生活部 人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和教育の推進	市民一人一人に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るための啓発活動を実施する。 人権に関する様々なテーマで啓発冊子を作成することにより、市内小中学校の児童・生徒の人権教育の副読本として活用するとともに、市民の人権意識高揚の一助とする。	・人権啓発冊子は隔年での作成である。令和5年度は作成年度である。 ・テーマ:だれ一人取り残さない社会の実現 ・タイトル:みんなの笑顔があふれる街実現のために ・部数:2,100部 ・配付先:市内小中学校・公共施設・郷づくり協議会等 ・施策審議会に冊子の作成過程を伝えるだけでなく、作成に際してのアドバイスをもらうことができた。	正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、啓発活動は継続して実施する必要がある。 次回の人権啓発冊子は令和7年度に作成。 ・人権作文集「きずな」同様、配付後の活用をいかにして充実させるか。	・広報の場を増やすために、コロナ禍で中断していた市内金融機関での閲覧設置を拡充していく。 ・従来は、作成年度のみ人権啓発冊子作成委員会を活動していたが、委員からの積極的要望で活用に関する手立てを考え実施するために、作成のない年度も活動を継続する。 ・人権作文集「きずな」同様、人権作文集のデジタル化を提案されたが、個人情報保護を前提に果たして可能かどうか教育委員会を交え検討をする。	231,000
20	人権映画鑑賞事業	市民生活部 人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和教育の推進	市内の児童・生徒に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るための啓発活動を実施する。 人権に関する様々なテーマで映画を上映することにより、市内小中学校の児童・生徒の人権教育の教材として活用してもらう。	【実施校】 ・勝浦小学校(66名) ・日時:5月19日(金) ・映画タイトル「もも子 かえるのうたが聞こえるよ」 ・津屋崎中学校(1～3年生 508名) ・日時:7月6日(木)7日(金) ・映画タイトル「ジュノー」 ・津屋崎小学校(4～6年生 513名) ・日時:11月24日(金) ・映画タイトル「ブタがいた教室」	正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、啓発活動は継続して実施する必要がある。 令和6年度の人権映画鑑賞事業は、福間中学校、神興小学校、神興東小学校、上西郷小学校を予定。	今後とも、市内の児童・生徒に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、継続して人権映画鑑賞を実施する。	485,600

令和5年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(健康福祉部いきいき健康課)

No	施策・事業名	担当部課名	基本計画の位置付け	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和5年度 決算額 (単位:円)
1	「広報ふくつ」による啓発活動	健康福祉部 いきいき健康課	第5章 分野別施策の推進について 7 HIV感染者／エイズ患者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 知識の普及・啓発活動の推進	12月1日の世界エイズデーに合わせて、12月号広報カレンダー裏のいきいき健康だより、正しい知識の普及や啓発のために記事を掲載。	12月の世界エイズデーに合わせて、12月広報カレンダー裏のいきいき健康だよりに正しい知識の普及や啓発のために記事を掲載した。	正しい知識の普及や啓発について、継続して市民に情報発信していく必要がある。	毎年変わるエイズ啓発キャンペーンテーマを反映させた記事を掲載する。	0
2	ポスター、リーフレットの設置	健康福祉部 いきいき健康課	第5章 分野別施策の推進について 7 HIV感染者／エイズ患者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 知識の普及・啓発活動の推進	12月1日の世界エイズデーに合わせて、ふくとびあに県配布のリーフレットの設置。	12月1日の世界エイズデーに合わせて、ふくとびあに県配布のリーフレットを設置した。	正しい知識の普及や啓発について、継続して情報発信していく必要がある。	今後も、HIV感染症／エイズに関する正しい知識の普及や啓発活動を継続する。県から配布されるリーフレット数に応じ、設置場所を追加する。	0
3	HIV感染症／エイズに関する相談支援事業	健康福祉部 いきいき健康課	第5章 分野別施策の推進について 7 HIV感染者／エイズ患者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ② 専門的相談・支援機関との連携	12月1日の世界エイズデーに合わせて、12月広報カレンダー裏のいきいき健康だよりに、相談窓口である宗像・遠賀保健福祉環境事務所の連絡先を掲載。	・12月1日の世界エイズデーに合わせて、12月広報カレンダー裏のいきいき健康だよりに近隣の相談窓口である宗像・遠賀保健福祉環境事務所の連絡先を掲載した。 ・配置職員が問い合わせに対応できるよう、問い合わせ先を課内インフォメーションで回覧した。	相談窓口の状況等について、県との連携や情報共有は継続が必要である。	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所との情報共有を図り、引き続き配置職員すべてが市民からの問い合わせに対応できる体制をとる。	0

令和5年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(こども家庭部こども課)

No	施策・事業名	担当部課名	基本計画の位置付け	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和5年度 決算額 (単位:円)
----	--------	-------	-----------	-----------------------------	------------------------	---------------------------	-----------------------------------	------------------------

1	こども自身が子どもの権利について学ぶ機会の充実	こども家庭部こども課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 子どもの権利周知	保育指針に基づき、日々の保育の中で、子どもが自分の意思や力に自信を持ち自己肯定感を高める。	日々の保育の中で、保育指針に基づき、子どもが自分の意思や力に自信を持ち、自己肯定感を育めるように支援した。	子どもが健やかに成長していくために、子どもの社会性を育み、基本的信頼感を構築し自己肯定感を育てていく必要がある。	今後も、子どもが自己肯定感の構築や社会性を育むことができるように、自分の意思や力に自信を持てる取り組みを行う。	日々の保育の中で実践しており、当該費用のみの分類は困難。
2	児童虐待への対応	こども家庭部こども課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ② いじめ、不登校、非行、児童虐待防止と対応	要保護児童対策地域協議会により要保護児童や要支援児童の状況を関係機関で共有し、必要に応じ連携して迅速に対応できる体制を強化する。	代表者会議を1回/年、実務者会議を9回/年、個別ケースは随時実施した。	要保護児童や要支援児童の状況把握、情報共有し、関係機関との連携をしながら迅速な対応を行っていく必要がある。	今後も 要保護児童や要支援児童の状況を関係機関で共有し、必要に応じ連携して迅速に対応できる体制づくりを行う。	家庭児童相談室の一連の業務であり、当該費用のみの分類は困難。
3	子ども家庭総合支援拠点設置	こども家庭部こども課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ② いじめ、不登校、非行、児童虐待防止と対応	R4.4月より子ども家庭支援拠点を設置し、子ども(原則18歳未満の者をいう)及びその家庭(里親及び養子縁組を含む)並びに妊産婦等の福祉に關し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う	専門職を配置し、よりよい支援が行えるよう取り組めた。また、子育て世代包括支援センターと2回/月の会議を行うことで特定妊婦の支援や未就学児のいる困難な家庭への支援も連携して行えるようになった。	各小中学校の実務者とはしっかりと連携がとれているが、教育委員会との連携はまだスムーズにはいけていないので、よりよい連携の方法を考えていく。	指導主事ミーティングにこども課も参加し、指導主事、SSW、家児相で問題解決に向けて協議を行う。	家庭児童相談室の一連の業務であり、当該費用のみの分類は困難。
4	親向けの教育プログラムの実施	こども家庭部こども課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ② いじめ、不登校、非行、児童虐待防止と対応	ノーバディーズ・パーフェクトプログラム等を実施し、育てにくさや関わりにくさなど子育てで直面する様々な悩みや問題にうまく対処できるように学びの場を提供する。	ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム(連続8回の親支援プログラム)や子育て講演会(1回)を開催し、保護者に発達や子育てに関する学習の場を提供した。	保護者が発達に関する理解を深めながら、育児についての悩みや不安を軽減し、子育てに自信が持てるよう学ぶ機会をつくる必要がある。	今後も、育てにくさや関わりにくさなど子育てで直面する様々な悩みや問題に保護者がうまく対処できるようにするため、発達や子どもへの関わり方についての学びの場を提供する。	133,000
5	家庭児童相談員の配置	こども家庭部こども課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ③ 子どもに関する相談窓口の設置	家庭児童相談員・母子父子自立支援員を配置し、子どもや子育てに関する相談を受けたり、家庭訪問等を行い、子どもと子育て家庭を支援する。	未就学児については子育て世代包括支援センターが、いじめ不登校については教育相談が相談を受けるよう相談内容についての住み分けを行っている。その結果、令和5年度児童虐待や家庭紛争に関する相談や、家庭訪問等で8,955件受け、子どもと子育て家庭を支援した。	家庭紛争による面前DVの通告や、子の発達に起因する親のイライラ等、引き続き子どもや子育て家庭の悩みや不安、問題の軽減、解決を支援する必要がある。	虐待対応専門員、子ども家庭支援員、家庭児童相談員と専門性を活かした支援につなげるよう、スキルアップを目指していく。	家庭児童相談室の一連の業務であり、当該費用のみの分類は困難。
6	子どものための相談窓口の設置	こども家庭部こども課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ③ 子どもに関する相談窓口の設置	家庭児童相談室が子どもの相談窓口でもあることを周知するため、幼稚園、保育所、小中学校を訪問しチラシを配布する。	家庭児童相談室を周知するため、11月に幼稚園、保育所、小中学校を訪問しチラシを配布した。	悩みや不安を抱えている子どもにも、家庭児童相談室に相談できることを周知する必要がある。	今後も家庭児童相談室が子どもの相談窓口でもあることを周知するとともに、定期的に各施設を訪問し連携を図る。	家庭児童相談室の一連の業務であり、当該費用のみの分類は困難。

令和5年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(教育部学校教育課)

No	施策・事業名	担当部課名	基本計画の位置付け	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和5年度 決算額 (単位:円)
1	福津市人権同和教育研究協議会の実施	教育部学校教育課	第4章 人権教育・啓発の推進について 2 特定職業従事者等への人権教育・啓発の推進 (2) 教職員	福津市全職員を対象にした福津市人権同和研修会を行い、福津市の教職員が人権同和問題の現状と子供たちに係る立場としての大事な役割等について理解し、実践できるようにする。また、教員一人ひとり実践を行い、学んだことを日々の指導に生かすことができるようにする。	山口県人権・同和啓発センター 事務局長の川口 泰司さんを講師としてお招きし、同和問題の現実についてお話をいただき、参加者の先生方にとって「知る」いい機会となった。また各ブロックごとの実践交流会においても、歴史学習などの同和に関する問題を取り上げた授業実践など、児童理解にとどまらない人権同和に対する様々な実践が見られた。	人権同和に関する実践に対して、その意義や必要性が福津市の教員全員にはまだまだ浸透していない。	人権・同和教育研究協議会の中で各学校の推進担当者を通じて、その意義や必要性を再度伝えるとともに、協議会の中で実践のもちかたについて検討する。	347,064

2	福岡県教育委員会による学習教材の活用	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和教育の推進	各校が作成している、人権教育全体計画のもと、『かがやき』『あおぞら』の積極的活用を行い、同和教育の推進を図っていく。	7月の、同和問題啓発強調月間に『かがやき』『あおぞら』や道徳科の教科書の人権に係るテーマを活用した人権学習を各校が行うことができた。	啓発月間には人権の学習を行う意識はあるが、年間を通して継続的に進んでいるとはいえない現状。その要因として、若手の教員が増える中で、『かがやき』『あおぞら』をどう活用したらいかがいかわからないといった現場の声がある。	『かがやき』『あおぞら』を日常的に活用していく方法について、神興小学校の実践を各校に紹介したり、人権同和研究会において、学習教材の活用の工夫について意見をもらったりしながら推進を図るようにする。	0
3	小・中学校間の連携	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和教育の推進	中学校ブロックで、人権同和の実践交流会を行い、小中での子供の実態の把握とともに、小中の9年間で子供の人権感覚を養う。	中学校ブロックでの人権同和实践交流会を行い、子供の発達段階に応じた実践について伝え合い話しあうことができた。	実践を交流はするものの、小中が連携して同和教育を行うという意識を持たせることはできなかった。	人権同和教育連絡協議会や研修会において、小中連携の視点を伝えていくようにする。	0
4	学習指導法の工夫・改善	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和教育の推進	歴史学習など、同和への正しい知識と理解を深める学習を推進する。	人権・同和教育における小・中学校の連携ができ、教職員研修の実施、研修会、講演会等により人権同和教育への理解を深められた。また、人権の知識を高め、学習活動づくり、人間関係づくりに人権の視点を取り入れ、また、人権尊重の精神に立った学校づくりができるよう支援できた。	ここ数年で若年教員が増えたことで、同和問題に関する教員の知識や理解に差がある。またどう学習を進めたらよいか迷う教員も存在する。	『かがやき』『あおぞら』を日常的に活用した事例を積極的に広げていって、その必要性や効果性に現場の教員が気づき、実践できるよう支援する。	0
5	小・中学校における人権教育の推進	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和教育の推進	各校で作成している人権・同和教育全体計画がきちんと進められるように支援していく。	人権・同和教育研修会や実践交流会で同和問題に関する教員の理解を深めることができた。各校の担当者が同和に関する放送を行うなど、ショートでの学習を仕組むこともできた。	ここ数年で若年教員が増えたことで、同和問題に関する教員の知識や理解に差がある。	同和に関する全教員の意識調査を行うことで、福津市教員の実態を把握した上で、人権教育の推進を図るようにする。	0
6	いじめ防止基本方針	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ② いじめ、不登校、非行、児童虐待防止と対応	福津市いじめ防止基本方針に基づき、いじめや不登校、飛行の未然防止に取り組む。	いじめ防止基本方針にある「早期対応と継続的指導の充実」に沿って、毎月実施している心のアンケートによって、教員が小さな子供のSOSに気付くことができた。	いじめの防止基本方針が、教員レベルにまで浸透できていない現状。担任による抱え込みや組織での情報の共有が学校によって差がある。	いじめ防止基本方針のもと作成されているじめ問題総合対策審議会が、学校によってきちんと推進されていくように、各種の研修等で呼びかけていく。	0
7	いじめ問題対策連絡協議会	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 1 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ② いじめ、不登校、非行、児童虐待防止と対応	いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。福津市の実態を共有し、未然防止に努める。	いじめ問題対策連絡協議会は、年度初めに1回行い、今年度の福津市いじめ防止基本方針の確認を行うことができた。	今後も継続していく。	いじめ防止基本方針の改訂。取組を継続する	0
8	いじめ防止対策審議会	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 1 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ② いじめ、不登校、非行、児童虐待防止と対応	いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。また、いじめ防止対策の促進、重大事態への対処等について対策審議会で検討し、様々な事案に多角的に対応する。	いじめ防止対策審議会は、突発的な事案が発生したため、3回にわたり審議会を行った。	今後も継続していく。	取組を継続する。	129,000
9	いじめ・不登校等支援連絡協議会	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 1 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ② いじめ、不登校、非行、児童虐待防止と対応	いじめ・不登校等生徒指導上の諸問題の解決のために、学校と関係者が連携し、情報交換を行うとともに、支援ネットワークの確認・構築を図る。	年に1回、各関係機関を集めて実施し、情報共有や様々な立場からの意見をもらうことができ、支援ネットワークの構築を図ることができた。	年に1回の実施では、密な情報共有は難しい。	この研修会で関係機関とつながるようにして、事案が起こった際には各学校が支援ネットワークの構築ができるようにする。	0
10	適応指導教室	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 1 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ② いじめ、不登校、非行、児童虐待防止と対応	年々増えていく不登校児童に対し、「心の居場所」を学校内外で探す	学校になじめない子ども達の「心の居場所」をつくり、小集団の中で社会的自立をめざした支援ができた。これにより、基礎学力の拡充、集団生活への適応、情緒の安定、基本的生活習慣の体得を促進できた。	学校内における「心の居場所」に来る子供たちに対応する教員の不足。担任の抱え込みや、増加する不登校児に対する組織的対応の難しさ。	子どもたちの小さな心のSOSを見逃さず、「チーム学校」として対応するためにも、担任外の教員が対応できるような人員の配置等環境の整備を図る。	9,771,537

11	情報モラル教育	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 1 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ② いじめ、不登校、非行、児童虐待 防止と対応	ネットによるいじめ等の人権侵害 について、規範意識を養う授業や、 道徳科の授業等を使って子供たち への情報モラル教育を推進する。	小学校高学年や中学校において、 外部講師を招いた規範意識を高める 授業を行うことができた。	ネットやスマホによるトラブル は増加傾向にあり、現状の手立 てだけでは解消しない現状があ る。	規範意識の授業の推進を継続す る一方、情報モラル教育のカリキュ ラムの位置づけと徹底を主幹教諭 研修会等を通じて行っていく。	0
12	スクールカ ウンセ ラー、ス クールソー シャルワ ーカーの配置	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 1 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ③ 子どもに関する相談窓口の設置	SC、SSWを効果的に活用し、すべ ての子供たちの困り感に寄り添い、 子供たちの小さなSOSを見逃さな いようにする。	小・中学生へのカウンセリング、教職 員や保護者への助言・援助を行い、 それぞれが抱える諸問題の解決に 努めた。スクールソーシャルワーカー を各中学校区に1名ずつの計3名配 置することで、相談体制をさらに充実 できた。	SCにつなぎたいが、困り感を 抱える子供たちの増加により、 すぐにつなげない状況がある。	1校に関してSCの時間数を昨年 度より増やし、多くの子供たちの声 が拾えるようにした。	15,115,585
13	児童・生徒 相談室の設 置	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 1 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ③ 子どもに関する相談窓口の設置	保護者に配布しているリーフレッ トの中に教育相談電話や家庭児童 相談室の情報を掲載し、保護者が 一人で抱え込まないようにする。	教育相談電話や家庭児童相談室 にあがってきた情報をSCやSSWにつ なぎ、対応することができた。	学校内外で子供たちが気軽に 相談できる場所が少ない。	保護者の相談場所だけでなく、学 校内外での子供たちが安心して相 談できる場所が必要である。	11,744,060
14	ALT(外国 語指導助 手)派遣事 業	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 6 外国人の人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 国際交流及び国際理解教育の推 進	ALTを各校に配置し、外国語活動 や外国語科の授業を通して、子供 たちが様々な国の文化や考え方な どを知ることができるようにする。	ALTの全学校への配置と、ALT全 員配置日の設定等を行ったことで、 子供たちが身近に外国人と話す機会 がもて、国際交流ができた。	外国語の教科書に沿った授業 内容だけにとどまっているた め、国際理解教育にまでは至っ ていない。	市主催の外国語担当教員研修に おいて、ALTを効果的に活用した 国際理解教育についても話し合 い、実践できるようにする。	28,248,000
15	国際理解教 育	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 5 外国人の人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 国際交流及び国際理解教育の推 進	多様な文化を尊重する態度や、 異なる習慣・文化を持った人々と共 に生きていく態度を育成するため の教育の充実を図る。	社会科、道徳科、学級活動(2) (3)、総合的な学習の時間を中心に 国際理解教育を充実させ、異文化理 解、共生に対する態度を育成を図っ た。	外国にルーツを持つ児童生徒 の増加に伴い、国際理解・多文 化共生の必要性がさらに高まっ てきている。 異文化理解や多様な他者の 人権尊重のために、学級や学 校における友達一人一人の人 権を尊重する態度の形成が必要 である。	学級内の一人一人の人権を尊重 する支持的風土のある学級づく りに関する研修を実施する。その研 修において、教員の異文化理解、 共生の視点をもつことの必要性を 伝え、各学校に広めていくように する。	0
16	学校におけ るエイズ教 育	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 7 HIV感染者／エイズ患者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 知識の普及・啓発活動の推進	小学6年生、中学3年生において、 保健体育科の学習の中で、エイズ についての正しい知識を伝え、子 供たちが信頼できる情報に基づい て責任ある行動をとることができ るようにする。	保健体育科において、エイズの特 徴や感染予防対策について伝える授 業を実施することができ、子供たち に正しい知識をもたせることができた。	エイズ及び性感染症の疾病概 念や感染経路、予防方法を理 解にとどまっていること。	人権的視点で、児童生徒の当事者 意識を高める保健領域の授業改 善を行う。	0

令和5年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(教育部郷育推進課)

No	施策・事業名	担当部 課名	基本計画の位置付け	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和5年度 決算額 (単位:円)
1	郷育カレッ ジ	教育部 郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和教育の推進	講座一覧から、希望講座を選択し 受講する福津市独自の生涯学習シ ステム。受講すると単位となり、単 位数により表彰し参加を促進して いる。男女共同参画や人権に関す る講座も実施している。	男女共同参画に関する講座等、人 権に関する内容の講座を実施して いる。	講座一覧を元に申込みが行わ れているが、申込者数の減少が 課題となっている。	講座紹介文や講座内容を見直し、 申込者の増加を図る。	2,044,466円 (カレッジ講 座運営事業 費)
2	郷育カレッ ジ認定講座	教育部 郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和教育の推進	郷育カレッジに含まれない講座や イベントについて、参加・受講すると 郷育カレッジの単位として認定する 講座に指定している。	人権講演会、男女共同参画都市宣 言記念講演会を認定講座として いる。	新型コロナウイルス感染症の 流行以前のような参加者の確 保が課題となっている。	広報やHP等を活用し、講演会開催 の周知を図る。	0

3	まちづくり講座出前編	教育部郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和教育の推進	福津市まちづくり講座出前編に、人権政策に関するメニューを設け、任意のグループの希望に応じて講師を派遣する。	人権に関する出前講座を実施している。	出前講座の依頼数は回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の流行以前の依頼数には戻っていない。	広報やHPの活用、公共施設等へのチラシ配布を行い、講座の周知を図る。	80,000円 (出前講座実施事業講師謝金)
4	中央公民館・図書館等での人権教育・啓発活動	教育部郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和教育の推進	中央公民館では、人権啓発を目的に人権講演会への自治公民館長・主事の参加を促す。また、人権関係の常設展示を行い、啓発に繋げる。	市人権講演会を公民館合同研修会に位置付け実施した。また、館内に常設展示を設け、啓発を行った。	来館者に、2階の常設展示コーナーへ足をのばしてもらい、人権への興味・関心を持ってもらうことにつなげる。	常設展示コーナーの内容を見直し、情報発信及び情報提供を行う。	0
5	青少年育成市民の会	教育部郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ④ 青少年健全育成の推進	青少年の健全育成及び非行・被害防止を図ることを目的として、市民及び関係機関・団体と連携しながら事業を推進する。	関係機関や団体と連携して、青少年の健全育成及び非行・被害防止を図る取り組みを行った。	関係団体との連携や情報共有の促進が課題となっている。	必要に応じて研修会や協議会等の場を設け、関係団体との連携や情報共有を密にする。	1,880,000円 (青少年育成市民の会補助金)
6	青少年指導員会事業	教育部郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ④ 青少年健全育成の推進	青少年の非行・被害防止を図ることを目的として、各校区指導員会による日常のパトロールや、地域で開催される祭り・イベントなどでの巡回活動を行う。	非行・被害防止を主目的として、校区ごとに年間を通したパトロールや啓発活動を行った。	事案発生を未然に防ぐことに尽力し、事案発生時の迅速な情報共有が課題となっている。	事案発生時すみやかに、事務局と会長、関係校区長間で情報を確認し、校区毎に整備した連絡網により情報伝達を行う。	1,600,000円 (青少年指導員会補助金)
7	青少年アンビシャス運動	教育部郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ④ 青少年健全育成の推進	県が推進する青少年アンビシャス運動に呼应し、主に放課後における児童の補助学習や体験活動の機会を作ることを目的として、アンビシャス広場を開設する。	主に放課後における児童の学習・体験活動の機会をつくるため、7箇所のアンビシャス広場開設を委託した。	各広場の活動状況等の報告は電話やメールで受けているが、現場確認をした回数が少なかった。	年4回の広場連絡会議を活用して各広場の活動状況等を確認する。また、広場訪問の回数を増やすことで市と各広場との情報共有を図る。	1,300,000円 (アンビシャス広場推進事業費)
8	地域の見守り活動	教育部郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ④ 青少年健全育成の推進	各校区青少年指導員会による、登下校時の児童の見守り活動を行う。	各校区の青少年指導員会により、主に登下校時の見守りや巡回パトロールを行った。	事案発生時の迅速な情報共有が課題となっている。	事案発生時すみやかに、事務局と会長、関係校区長間で情報を確認し、校区毎に整備した連絡網により情報伝達を行う。	1,600,000円 (青少年指導員会補助金)
9	青色灯装着車による巡回	教育部郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ④ 青少年健全育成の推進	各校区青少年指導員会による、青パト巡回を行う。また、青パト巡回の円滑な実施のため、各校区指導員に対して、青色防犯パトロール実施者証の取得促進に向けた働きかけを行う。	各校区の青少年指導員会により、青色回転灯装着車による巡回を行った。	高齢化による車輛登録廃止に加えて新規登録が伸びないため、既存の青色回転灯装着車輛の登録数が減っている。	青少年指導員の青色防犯パトロール実施者証の取得を進め、青色回転灯装車輛を増やして、同乗してもらいやすい状況をつくる。	1,600,000円 (青少年指導員会補助金)
10	子ども110番の家	教育部郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ④ 青少年健全育成の推進	地域の安全や犯罪の抑止を目的として、各校区青少年指導員会を通じて、地域住民や店舗等に「子ども110番の家」幟やステッカーの設置を働きかける。また、既存の設置箇所に対しては定期交換など適切な管理を行う。	各校区の青少年指導員会や学校から、店舗や民家等に「子ども110番の家」ステッカーや幟の設置を働きかけるとともに、汚損したものの取り替えを行った。	地区によっては、特に幟が破損したものが目立つところもあるため、新たに増やすだけでなく設置後のフォローを進めることが課題。	役員会や研修会において幟設置の意義を伝え、巡回パトロール時など定期的に状況確認を行うことを徹底する。	1,600,000円 (青少年指導員会補助金)
11	子ども会育成会連合会	教育部郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ④ 青少年健全育成の推進	子ども会活動の活性化に繋げることを目的とした、育成会事業の推進やジュニアリーダーの養成等を行っている市子ども会育成会連合会に対して、活動費の一部を支援する。	子ども会育成会やジュニアリーダー養成講座の実施のため、市子ども会育成会連合会に対して補助金を交付した。	感染症拡大に伴いイベント内容によっては中止や縮小となったが、そのような場合に目的達成のための代替事業の企画準備を行うことが課題。	定期的に情報共有を行うことで、団体との連携強化を図る。	1,900,000円 (子ども会育成会連合会補助金)

12	中央公民館 主催事業	教育部 郷育推 進課	第5章 分野別施策の推進について 6 外国人の人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 国際交流及び国際理解教育の推 進	中央公民館主催講座として、ハン グルを学びながら、歴史や文化に 興味を持たせ、国際交流に繋げ る。	中央公民館の主催講座として韓国語 を学び、文化等に触れるなど国際交 流事業を実施した。	令和5年度末をもって、ハングル 講座が終了した。令和6年度 は、中央公民館の主催講座とし て、国際交流等に係るものを予 定していない。	中央公民館で実施されている「生 涯学習サークル」の中には、国際 交流等に係るものもあるので、情 報発信・情報提供を行っていく。	160,000円 (講師謝金)
----	---------------	------------------	--	--	---	---	--	--------------------

令和5年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(経営企画部経営戦略課)

No	施策・事業名	担当部 課名	基本計画の位置付け	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和5年度 決算額 (単位:円)
1	国際交流	経営企 画部 経営戦 略課	第5章 分野別施策の推進について 6 外国人の人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 国際交流及び国際理解教育の推 進	市民が直接外国人と交流できる 機会を提供し、異文化理解を促進 する。	福岡県による国際交流市町村連絡 会議及び市町村職員向け研修会(オ ンライン開催)に参加し、県内市町村 の情報などを収集することができた。	ここ数年、コロナ禍で市民団 体の交流事業が中断されてい たが、少しずつ再開されてきて いる。 交流事業について、参加者を 以前のように復活するため市と してどのような支援ができるか が課題。	市民団体へ、福岡県などから提 供される交流事業の取り組みなど の情報提供を行い、活発な交流事 業の参考としてもらう。	0円

令和5年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(健康福祉部高齢者サービス課)

No	施策・事業名	担当部 課名	基本計画の位置付け	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和5年度 決算額 (単位:円)
1	介護予防 サービスの 充実	健康福 祉部 高齢者 サービ ス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 介護予防・自立支援の推進と高齢 者の社会参加	住み慣れた地域で、出来るだけ自 立した生活が継続できるよう、様々 な介護予防事業を関連付けて実施 することにより、要介護リスクの高 い方の介護予防活動を地域で継続 していけるように支援する。	地区巡回型介護予防健診事業、介 護予防サポーター養成事業、地域リ ハビリテーション活動支援事業等 を関連付けることで、高リスク者に対 して早期にアプローチすることがで きた。また、地区巡回型介護予防検 診事業では、いきいき健康課と合同で 実施し、併せて健康の意識づけをす ることができた。	介護予防活動が必要と思われ る地域(地区)へのアプローチ。	実施が必要と思われる地域(地 区)への勧奨方法の検討。	39,934,190円 (一般介護 予防事業の 総額)
2	シルバー人 材センター 活動支援事 業	健康福 祉部 高齢者 サービ ス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 介護予防・自立支援の推進と高齢 者の社会参加	高齢者の社会参加、就労の機会 の拡大を図るため、シルバー人材セ ンターの活動に対して補助金を交 付し支援する。	シルバー人材センターの活動に対 して補助金を交付し、高齢者の社会 参加を推進した。	現役世代の減少傾向により 様々な分野の担い手不足が予 想され、高齢者のますますの活 躍が期待されている。	働く意欲のある高齢者が就労で きるよう引き続き支援を行う。	14,324,000円
3	生活支援体 制整備	健康福 祉部 高齢者 サービ ス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 介護予防・自立支援の推進と高齢 者の社会参加	誰もが住みやすい地域を目指し、 地域の助け合いをサポートするた め郷づくり地域で活動する生活支 援コーディネーターと共に、地域課 題の解決に向けて、地域の活動や 地域資源を繋げ、生活支援体制を 整えていくことを目指す。	昨年度、地域課題と上がっていた買 い物支援について、実際に市内事業 所と調整を行い、実施に向けて検討 を進めた。	地域課題の把握とさらなる支援 体制づくり。	各地域の活動団体との連携を行っ ていく。	13,270,856円
4	包括的・継 続的ケアマ ネジメント 支援事業	健康福 祉部 高齢者 サービ ス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ② 高齢者の権利擁護の推進	① 高齢者の生活相談② 介護予防 の支援③ 権利擁護・高齢者虐待防 止 ④ 地域ネットワーク構築 上記業務を行う地域包括支援セ ンターの運営事業。	相談窓口の周知、身近な関係作りの ため民生委員会や地域の集会など に積極的に参加した。また、成年後 見制度や虐待研修を実施し高齢者 の権利擁護意識を高めた。	高齢者の増加に伴い、相談件 数の増加や内容の複雑化が進 んでいる。	相談件数の推移等を確認しなが ら、地域包括支援センターと連携 し、対応を検討していく。	78,448,227円

5	認知症地域支援・ケア向上事業	健康福祉部 高齢者サービス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ② 高齢者の権利擁護の推進	認知症になっても、当事者の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症の方やその家族を支援する。地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員と共に認知症カフェの開設支援など、認知症の当事者や家族が気軽に相談できる場づくりを行う。	引き続き地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を配置。認知症カフェはコロナ禍でなかなか開所できずにいたが、1か所で再開することができた。	新規カフェの創出、支援。	市内に1か所のための、その他認知症の本人や家族が気軽に相談できる場を確保する。	3,155,927円
6	認知症初期集中支援推進事業	健康福祉部 高齢者サービス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ② 高齢者の権利擁護の推進	認知症の初期支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター内に設置。地域包括支援センターの専門職、認知症サポート医と連携しながら対応している。	引き続き地域包括支援センター内にチームを設置。地域包括支援センターから引き継いだ事例に対し、対応を行った。	本人・家族が途中で介入を拒否した場合、対応が困難となり6ヶ月の支援期間では解決できない場合がある。	地域包括支援センターの三職種と更に連携しながら対応を行う。	5,588,789円
7	認知症サポーター育成事業	健康福祉部 高齢者サービス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ② 高齢者の権利擁護の推進	認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を支援する認知症サポーターを育成する。	全21回、1,885名を養成し、年間目標値である受講者数のべ1,000人を突破した。小中学校での講座に加えて看護専門学校での講座を実施した。認知症啓発イベントで認知症サポーター養成講座を実施した。	令和5年度に認知症基本法が改正され、新しい認知症に対する考え方が追加された為、講師陣の情報をアップデートする必要がある。	認知症基本法等の勉強会を開催するなど、講師陣のスキルアップに努める。	577,030円
8	認知症支援啓発事業	健康福祉部 高齢者サービス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ② 高齢者の権利擁護の推進	イベントの開催等を通じて、認知症に対する正しい理解を広げ、偏見のない認知症の方が住みやすい環境づくりのための啓発を行う。	「認知症の人を、地域で支えるまちづくり」を合言葉に、認知症に対する正しい理解を広げるため、認知症啓発イベントを開催した。	より効果的に認知症に対する理解をすすめるため、イベント実施時の企画に工夫が必要。	認知症セーフティネットワーク蓮華草と共働しいイベント企画を計画的に立案する。	282,311円
9	成年後見制度利用支援事業	健康福祉部 高齢者サービス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ② 高齢者の権利擁護の推進	成年後見制度の啓発のための研修会の開催、市長申立の実施、申し立て費用・成年後見人等の報酬助成を行う。	市長申立を1件、報酬助成を2件を実施。また、民生委員や自治会役員等を対象に成年後見制度についての研修等を実施した。	啓発に継続して取り組んではいるが、成年後見制度自体の周知が進んでいない。	社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携しながら研修会等を通じて啓発を更にすすめる。	166,016円
10	市民後見推進事業	健康福祉部 高齢者サービス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ② 高齢者の権利擁護の推進	市民後見人登録者を対象としたフォローアップ研修や法人後見の支援員等としての活動の支援を行う。また、権利擁護運営委員会を開催する。	市民後見人が安心して活動できるよう、登録者を対象としたフォローアップ研修、成年後見運営委員会の開催など、支援体制づくりを行った。	啓発に継続して取り組んではいるが、成年後見制度自体の周知が進んでいない。	社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携しながら研修会等を通じて啓発を更にすすめる。	2,539,000円
11	権利擁護事業	健康福祉部 高齢者サービス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ② 高齢者の権利擁護の推進	高齢者虐待対応に関する事業や権利擁護のための啓発事業を行う。	地域包括支援センターとともに高齢者虐待対応を行った。また、虐待研修を実施し高齢者の権利擁護意識を高めた。	無職や精神疾患が疑われる子どもの同居のケースなど、世帯が複合的な問題を抱える事例が増加している。	他部署、他機関との連携をすすめる、必要時は共同で対応にあたることのできるよう働きかける。	170,832円

令和5年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(総務部人事秘書課)

No	施策・事業名	担当部課名	基本計画の位置付け	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和5年度 決算額 (単位:円)
1	職員人権研修	総務部 人事秘書課	第4章 人権教育・啓発の推進について 2 特定職業従事者等への人権教育・啓発の推進 (1) 市職員	市職員全員を対象とする人権研修を実施することにより、人権に対する正しい理解と認識を深め、職務に活かすことを目的とした事業。例年、人権政策課と企画しており、令和5年度は大人の発達障害をテーマに実施予定。	大人の発達障害をテーマに実施。発達障害の種類や特性という基本的な部分と、発達障害の方と一緒に働くにあたって配慮すべき点などを学ぶことができた。	同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等のさまざまな人権問題に加え、社会状況等の変化に伴い、新たな人権課題や多様化するあらゆる人権にも関心を持ち、研修会を通して広く学ぶことが必要である。	毎年、人権政策課と連携して、時代の流れや状況の変化に応じ、市職員に必要とされるテーマを選択し、効果的な研修を企画、実施していく。	0円 (福岡労働局から職員を講師として派遣いただいたため)

2	福岡県市町村職員研修	総務部人事秘書課	第4章 人権教育・啓発の推進について 2 特定職業従事者等への人権教育・啓発の推進 (1)市職員	市町村職員研修所における市町村職員対象の階層別研修には、人権学習が組み込まれている。その研修を対象職員に受講させることにより、人権に対する正しい理解と認識を深め、職務に活かすことを目的とした事業。	市町村職員研修所における階層別研修の対象職員は、予定通り、組み込まれている人権学習を受講した。人権に対する理解と認識を深めた。	採用時や採用3～4年目、新任係長、課長への昇任時という節目に、必ず受講するため効果的である。 職員が、人権問題を常に身近で起こっている課題として捉え続ける必要がある。	継続して実施し、市職員として、人権問題が重要な課題であるという認識を持ち続けるよう促す。	675,300円 (旅費と負担金の合計額)
---	------------	----------	--	--	---	--	--	--------------------------

令和5年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(市民生活部男女共同参画推進室)

No	施策・事業名	担当部課名	基本計画の位置付け	令和5年度事業の目的・概要(PPLAN)	令和5年度事業の成果(DO)	令和5年度今後の課題(CHECK)	令和5年度課題に対する改善・改革案(ACTION)	令和5年度決算額(単位:円)
1	男女共同参画都市宣言関連事業	市民生活部男女共同参画推進室	第5章 分野別施策の推進について 2 女性の人権問題 (2)施策の基本方針 ①男女共同参画社会を実現するための啓発促進と人材育成	市が主催する男女共同参画都市宣言記念事業をはじめ、毎年9月の男女共同参画推進月間に講演会等を開催する。また他部署と連携のもと「男女がともに歩む一行詩」の表彰や「男女がともに歩むまちづくり推進モデル」の推奨を実施し、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」の市民への周知を促進する。	9月30日(土)に「男女共同参画都市宣言関連事業」として講演会を開催。講師に、執筆家、ポッドキャスター、インタビュアーである須藤美香さんを招いた。テーマは、『自分らしさを始めよう！わたしらしく生きるために必要な3つのスキル』と題し、「自分らしく生きる」とはということか、具体的にどうしたらいいのか、そんな疑問をお持ちの方々を対象に講演を行った。若年層の参加者が増えた。来場者からは、「来てよかったです。曖昧な「自分らしく」という言葉が深められました。」といった意見をいただいた。また、12月の人権講演会の中で、推進モデルと一行詩優秀作品の表彰を行い、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」の市民への周知を行った。	・事業の広報・周知に努めるとともに、限られた予算の中で、効果的な話をしていただける講師を選定する。 ・講演会は、市公式のSNSを活用し広報活動を行ったが、SNSを見ての参加者は少なく男性の参加者も少なかった。	・質の高い講演をしていただくために、講師と綿密な事前協議を行う。 ・多くの市民に参加してもらえるよう、魅力的なタイトル、チラシ作成の工夫を行う。 ・幅広い年代に参加してもらうために、ホームページ、フェイスブック、市公式LINE等を活用した広報を行う。	75,300
2	女性リーダー養成講座	市民生活部男女共同参画推進室	第5章 分野別施策の推進について 2 女性の人権問題 (2)施策の基本方針 ①男女共同参画社会を実現するための啓発促進と人材育成	女性人材育成セミナーなど女性を対象とした講座を開催し、次のリーダーとしての資質を高める機会とするとともに、政策・方針決定の場への女性の参画を促進する。また、セミナーなどの情報提供に努める。	2月21日(水)に男女共同参画人材育成セミナーを開催した。講師は、観光開発、地域開発、人材開発を行う株式会社イーリアスの天野英樹さんを招き、クロスロードというカードを使って、人とのより良いコミュニケーション方法をゲーム形式で学んだ。参加者からは、「一般論の講義ではなく自分で考え仲間の話を聞き、又考え、色んな人がいることを実感できました。」との感想が上った。	・事業の広報・周知に努めるとともに、限られた予算の中で、効果的な話(人材育成)をしていただける講師を選定する。 ・若年層の参加者が少ない。 ・令和3年度は、土・日曜日に開催し参加者が11名。 令和4年度は、平日に開催し参加者が13名。 令和5年度は、平日に開催し参加者が36名。	・幅広い年代に多く参加してもらうために、引き続きホームページ、フェイスブック、市公式LINE等を活用した広報を行う。	22,500
3	DV防止に向けた啓発促進	市民生活部男女共同参画推進室	第5章 分野別施策の推進について 2 女性の人権問題 (2)施策の基本方針 ②女性の人権が尊重される社会づくり	DV防止啓発冊子の活用や広報・ホームページを通じた意識啓発の充実を図る。また、若い世代の男女に対し、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもさせないために市内の高校におけるデートDVIに関する出前講座の実施など、あらゆる機会を通じた啓発運動を推進する。	デートDVを未然に防ぐことを目的に、市内の高校を対象に、デートDV防止講座を実施した。令和4年度は市内2つの高校のうち、水産高校で実施した。	学校側のカリキュラムが詰まっている中で、講座を実施することが難しい状況にあるが、デートDV防止啓発の大切さを理解いただきながら、協力をお願いしていく。	・光陵高校、水産高校2校どちらも出前講座が毎年実施できるよう、引き続き働きかけを行う。	20,000

4	ふくつ女性 ホットライン	市民生活部 男女共同参画 推進室	第5章 分野別施策の推進について 2 女性の人権問題 (2) 施策の基本方針 ② 女性の人権が尊重される社会づくり	女性を対象とした悩み事を何でも相談できるホットライン(相談窓口)を設置して、暴力や虐待、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、デートDV、健康、夫婦・家族のこと、子育てや介護などについての相談を受ける。	令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間中に実施。3月末の延べ相談件数は284件(全て電話相談)。うちDVに関することは13件。相談内容で一番多いのは生き方で83件、次に健康問題で60件。令和4年度は延べ件数496件、DVが18件。相談内容で一番多いのは、夫婦関係で127件、次に生き方で124件であった。継続頻回の相談者が複数いるので、共同設置する自治体の中でも相談件数が多くなっている。 DV、夫婦・家族の問題、虐待、セクシュアル・ハラスメント、健康問題など相談内容は多岐に渡っており、女性からの悩み事の相談窓口として機能している。	男性やLGBTの方の市独自のホットライン(相談窓口)がないので、県が設置している相談窓口を紹介している。	県や国の相談窓口の設置状況を把握し、適切に案内する。	823,823
5	女性のための 無料法律 相談	市民生活部 男女共同参画 推進室	第5章 分野別施策の推進について 2 女性の人権問題 (2) 施策の基本方針 ② 女性の人権が尊重される社会づくり	夫婦・恋人間の問題、離婚、DVやセクシュアル・ハラスメント、雇用問題など、女性の人権に関する法律問題についての無料相談を年間4回実施する。	年間4回(5月・8月・11月・2月)実施。 各回4名ずつの募集に対し、年間12名の利用があった。 相談の希望日時や内容によっては、人権政策課の無料法律相談や他の相談機関を紹介した。また、広報紙やチラシの配布だけでなく、校長会や園長会、郷づくり事務局員会議などで相談窓口の周知を行った。	離婚やDVなどの女性の人権問題や法律との関連の深い相談が多い窓口のため、広く周知を図る。 問題解決のための助けとなっており、引き続き実施していく。	取り組みを継続する。	120,000
6	庁内相談体制の充実	市民生活部 男女共同参画 推進室	第5章 分野別施策の推進について 2 女性の人権問題 (2) 施策の基本方針 ② 女性の人権が尊重される社会づくり	庁内各相談窓口が連携して、迅速な問題解決につなげることができるよう「相談窓口担当者会議」を開催し、定期的に情報交換を図るとともに、誰もが安心して相談できる体制を整備する。	相談窓口担当者会議とDV支援措置関係課長連絡会議を開催。支援措置制度の説明、事務の取り扱い等の確認と注意喚起を行った。担当者会議では実際に窓口で対応する職員が参加しているため、窓口での対応案件や相談窓口について重点的に説明、実際の支援措置事務取扱部署の市民課からも注意事項を伝達してもらった。 児童虐待や障害者虐待、高齢者のDVが含まれる相談については、それぞれの部署と一緒に対応した。配偶者暴力相談支援センターにも連絡、相談を行い、実際に配偶者暴力相談センターへの相談に繋がった案件もあった。	今後も、関係法制度などを始めとして、随時情報を集めつつ、対応していかなければならない。	誰もが安心して相談できる体制となるように、相談研修を受講したり、関係法制度の情報収集を行う。また、県や国からの通知があった場合は、これまでとおり、早急に周知徹底を行う。	0

7	審議会等女性委員交流セミナー事業	市民生活部 男女共同参画推進室	第5章 分野別施策の推進について 2 女性の人権問題 (2) 施策の基本方針 ③ 職場、家庭、地域における男女共同参画の環境づくり	人材育成セミナーと統合して実施し、講師や内容を検討しながら、参加した女性たちが地域や会議など意思決定の場に踏み出していけるような取り組みを行う。	令和3年度からは、人材育成セミナーと事業を統合。講師は、観光開発、地域開発、人材開発を行う株式会社イーリアスの天野英樹さんを招き、クロスロードというカードを使って、人とのより良いコミュニケーション方法をゲーム形式で学んだ。クロスロードゲームを通して意思決定の場に女性が参画することの必要性を伝えるために実施した。	・事業の広報・周知に努めるとともに、限られた予算の中で、効果的な話(人材育成)をしていただけの講師を選定する。 ・若年層の参加者が少ない。 ・令和3年度は、土・日曜日に開催し参加者が11名。 令和4年度は、平日に開催し参加者が13名。 令和5年度は、平日に開催し参加者が36名。	人材育成セミナーと共同し、市民のニーズにあった、講座の開催や啓発を行う。	0
8	ワーク・ライフ・バランスの推進	市民生活部 男女共同参画推進室	第5章 分野別施策の推進について 2 女性の人権問題 (2) 施策の基本方針 ③ 職場、家庭、地域における男女共同参画の環境づくり	仕事と生活の両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供や啓発を行う。	広報や郷育カレッジ講座、パパ養成講座事業の中で、ワーク・ライフ・バランスをテーマとして取り上げた。	参加者個人だけでなく、事業所への働きかけも併せて継続が必要と考えている。	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、広報紙等で取り上げたり、郷育カレッジ講座等で取り上げたりするなどして、広く市民への周知を図る。	48,000
9	男女共同参画推進状況報告書の受付及び公表	市民生活部 男女共同参画推進室	第5章 分野別施策の推進について 2 女性の人権問題 (2) 施策の基本方針 ③ 職場、家庭、地域における男女共同参画の環境づくり	男女がともに歩むまちづくり基本条例第6条第3項に基づく、男女共同参画推進状況報告書については、指名業者登録年度であるため、業者登録時に提出を求め、その提出状況は集計後、ホームページ等で公表する。	今年度は小規模修繕契約希望者の登録年度であり、その分の提出を求めた。令和4年度、令和5年度提出分の報告書の内容をまとめ、ホームページに公表した。	労働と男女共同参画が関係する法制度の新設や改正があった際は、随時対応することができるよう、情報収集に努める。	業者から提出された報告書の回答内容の集計や分析により、特徴的な取り組みを行っている事業者があった場合は、周知を行う。また、回答結果を講座等でお知らせする。	0

令和5年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(市民共働部地域コミュニティ課)

No	施策・事業名	担当部課名	基本計画の位置付け	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和5年度 決算額 (単位:円)
1	地域の見守り活動	市民共働部地域コミュニティ課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ④ 青少年健全育成の推進	郷づくり推進協議会、自治会、青少年指導員会、PTA、子ども会などが児童の登下校を見守ったり、防犯パトロールを行う。	年間を通じて、小学校主体または連携による見守り活動に郷づくり推進協議会や地域ボランティア等が参加して見守り活動を実施した。これにより児童通学時の安全・安心につながった。	郷づくり部会の見守り活動従事者の高齢化及び人材不足。	郷づくり部会の見守り活動従事者を確保するため、郷づくりの認知度を上げるとともに人材発掘につながる方法を模索する。	0
2	市民による外国語講座	市民共働部地域コミュニティ課	第5章 分野別施策の推進について 6 外国人の人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 国際交流及び国際理解教育の推進	市民活動団体等による外国の言語や文化の勉強会等の開催を支援することで、外国籍の方への理解を深め、交流を促進する。	市未来共創センターへ登録している、多文化共生に取り組む市民活動団体(日本語教室わかば、日本中国友好協会)が語学や文化の学びの場等を開催。 ※団体の広報支援や活動場所の無償提供などの行政支援あり。	団体活動は充実しているが、活動内容を広く周知し、活動の理解者を広げていくことにに対し、手が回っていない団体がある。	広報活動をはじめ、市未来共創センターで実施している市民活動団体支援を継続する。さらに団体の活動場所の可能性が広がるような関係部署をはじめとした連携先とつなぐ等の伴走支援に取り組む。	市未来共創センターの一連の業務であり、当該費用のみの分類は困難。
3	日本語講座の促進	市民共働部地域コミュニティ課	第5章 分野別施策の推進について 6 外国人の人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 国際交流及び国際理解教育の推進	市民活動団体等による外国籍の方向け日本語教室を支援することで、外国籍の方の生活支援に寄与する。	福津市近郊在住の外国人のために日本語教室を開催している市民活動団体「日本語教室わかば」が毎週火曜日に日本語教室を開催。 ※市未来共創センターの会議室等を無償貸出、公共施設使用料の半額免除、その他経費の活動費一部補助等の行政支援あり。	外国籍を有する方の日本語を学びたいというニーズが年々高くなっているにもかかわらず、日本語教室を開催している団体が市内に1つしかないこと。団体活動へ参加したい人も増えているが、団体側が受入対応に人手が必要で、負担がかかっていること。	「日本語教室わかば」に対して、行政支援を継続することに加え、団体活動へ参加したい人とのつなぎ方を工夫するなどし、団体負担軽減につながる支援策を模索する。	市未来共創センターの一連の業務であり、当該費用のみの分類は困難。

令和5年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(健康福祉部福祉課)

No	施策・事業名	担当部 課名	基本計画の位置付け	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和5年度 決算額 (単位:円)
1	障がい者差別解消対応マニュアルに基づく接遇	健康福祉部 福祉課	第4章 人権教育・啓発の推進について 2 特定職業従事者等への人権教育・啓発の推進 (1)市職員	個々の障がいの特性を理解し、合理的配慮に沿った接遇ができるように、市職員としてマニュアルに沿った適切な接遇を行う。	新規採用職員に向けて「障がい児者への合理的配慮」をテーマに説明会を行い、障がいに対する理解促進、啓発促進を行った。	限られた時間で複雑で幅広い障がい特性を分かりやすく伝えられるように工夫が必要。	引き続き障がいや合理的配慮について身近に感じ理解しやすいよう、資料や説明内容の見直しを行う。	0
2	民生委員・児童委員協議会への支援	健康福祉部 福祉課	第4章 人権教育・啓発の推進について 2 特定職業従事者等への人権教育・啓発の推進 (4)人権擁護・保健福祉関係者等	厚生労働大臣より委嘱を受けた民生委員・児童委員は、民間ボランティアとして日頃より市民の福祉の増進に携わる活動を行っている。その民生委員・児童委員の活動を支援するための補助金について、予算の範囲内で交付する。	民生委員、児童委員の活動を支援するため、補助金を適切に交付した。	民生委員、児童委員の活動を支援するため、補助金を交付する必要がある。	補助金交付を継続する。	1,124,000
3	まちづくり講座	健康福祉部 福祉課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2)施策の基本方針 ①障がい者への正しい理解と認識のための市民啓発の推進	障がいに関する情報提供を希望する団体に対して、まちづくり講座を通じて障がい福祉についての理解促進を図る事業。	今年度はまちづくり講座の依頼がなかった。	令和6年4月より障がい者への合理的配慮が一般事業所においても義務化された。このような経緯もあり、説明の場を増やす必要がある。	障がいに関する情報提供を行うこと自体の情報発信が必要と考える。	0
4	社会福祉協議会による広報	健康福祉部 福祉課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2)施策の基本方針 ①障がい者への正しい理解と認識のための市民啓発の推進	社会福祉協議会の広報紙を配布し、市民に対して障がい福祉関連の活動を広く周知する事業。	社会福祉協議会の広報紙を配布し、市民に対して障がい福祉関連の活動を広く周知した。特に、今年度は基幹相談支援センターが設置されたことから、障がいに関する総合相談窓口として周知を行うとともに、ふれあい交流事業の周知に関も、社会福祉協議会の広報誌を活用した。	障がい福祉関連の活動の周知は、継続する必要がある。	社会福祉協議会と連携して、引き続き、更なる周知に努めていく。	0
5	障がい者団体への支援	健康福祉部 福祉課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2)施策の基本方針 ①障がい者への正しい理解と認識のための市民啓発の推進	障がいに関して、共通の悩みを持つ人で構成された障がい者団体の存在を周知することにより、障がいのある人やその家族等の加入を促し、課題解決に向けた支援を行う事業。	障がい手帳の説明時に障がい者の団体について紹介をしたり、団体紹介のリーフレットを窓口を設置した。	実際に団体に新規加入する人はほとんどいない様子である。	団体の要望に合わせ、実現可能な範囲で周知活動を行う。	0
6	ふくし体験教室	健康福祉部 福祉課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2)施策の基本方針 ②体験を重視した福祉学習の推進	障がい疑似体験や当事者との交流を通じて、地域に暮らす様々な人たちと共に生きる社会について考えてもらう機会を設ける事業。	年6回の交流の場を開催し当事者やその家族が参加し、市民との交流の機会を作ることが出来た。	新規参加者の獲得	会の認知度を上げるため広く周知を行う。	1,586,500
7	障がい者ふれあい交流事業	健康福祉部 福祉課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2)施策の基本方針 ②体験を重視した福祉学習の推進	障がいのある人とのふれあいや交流の機会、障がい児者アート展を通じて、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、共生社会の実現を図る事業。	令和4年度より障がい児者アート展を開催し、アートを通して障がいを身近に感じてもらったり、メッセージカードを通じて非対面での交流を行った。	アート展開催時に会場に人員を配置し、来場者へイベントの趣旨や絵画の説明を行いたいのが、対応できる人員の人数や、時間的制約により、対応できない時間帯もあった。	今後は、開催日数の見直しや、展示方法の変更等により、課題解決を検討していく。	

8	地域支えあい制度	健康福祉部福祉課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2)施策の基本方針 ③地域福祉活動の推進	高齢者や障がい者及びこれに準ずる状態にある人を、緊急時または災害時だけでなく、日頃から地域で支え助け合う制度。	障害者手帳等の交付の際に、障がい者に対し、支えあい制度の説明を行い、加入の促進を図った。	更なる加入促進を継続する必要がある。	引き続き、障害者手帳等の交付の際に、制度の周知を行うとともに、定期的に案内文書の送付を行う。3年ごとに更新・新規案内を実施し、名簿の充実を図る。	0
9	福祉ボランティアの支援	健康福祉部福祉課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2)施策の基本方針 ③地域福祉活動の推進	福祉ボランティア活動に関する相談や、福祉施設とのコーディネートを行うほか、ボランティア団体への活動支援等を行う事業。	社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、・相談とコーディネート・ボランティア団体の育成支援・ボランティア講座などを行った。	継続した支援が必要である。	社会福祉協議会と連携しながら、ボランティアの育成について継続支援を行う。	0
10	障がい者虐待防止センター	健康福祉部福祉課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2)施策の基本方針 ④障がい者の権利擁護の推進	障がい者の虐待通報に対して、解決に向けた相談、指導及び助言を行う。虐待防止に関する啓発活動を行う。	通年に渡り、虐待通報に対し速やかに対応方法を検討する会議を開催し、事案に応じた対応を行った。	今年度は重大な事案はなかったが、いつでも重大な事案に対応できるよう常に準備をしておく必要がある。	引き続き障がい者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障がい者の保護等に対する支援を行うため、関係機関との連携に努める。	0
11	成年後見制度利用支援事業	健康福祉部福祉課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2)施策の基本方針 ④障がい者の権利擁護の推進	成年後見制度の申立人がいない障がい者に対して、市長申立て実施や、申し立て費用・成年後見人等の報酬を助成する事業。	報酬助成について申請が1件あったが、要件を満たさず、結果として、利用はなかった。 また、費用は生じていないが、長年成年後見人をつけてほしい利用者がいると事業所から相談があった件について、家族に説明や説得を行い、成年後見人をつけることができ、制度の利用につながった。	制度の認知度が低い。	障がい施策の説明会等で本事業の説明を行う。本事業に該当する可能性が高い、生活保護担当係へ本事業の説明を行い活用を促す。	0
12	障がい者相談支援事業	健康福祉部福祉課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2)施策の基本方針 ④障がい者の権利擁護の推進	相談支援専門員による障がいに関する相談支援を行い、相談内容によっては各種障がい福祉サービスにつなげるための事業。	本年度より、新たに市の障がい者相談の総合窓口として福津市基幹相談支援センターを設置し、総合相談に応じる体制をとった。併せて、市内9事業所で相談支援事業を実施し、対象児者の特性に合わせた障がい福祉サービスの提供へとつなげた。	障害福祉サービスの新規利用者数に対する、相談支援事業の数が少ない。	障がい者の各種相談の窓口として、基幹相談支援センターの紹介を引き続き行っていく。また、障害サービスに係る相談については、新規開設事業所又は既存の相談支援事業以外の事業所に対し、相談支援事業の指定取得を促す。	36,700,297